

沖縄県指令文第 195 号

沖縄県那覇市天久 2 丁目 7 番 7 号
スポーツツーリズムコンテンツ
創出事業共同企業体
(代表法人：沖縄広告株式会社)

令和 7 年 9 月 1 日付けで申請のあった令和 7 年度新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）第 4 条第 1 項及び新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金交付要綱（令和 5 年 7 月 3 日 文ス第 74 号）第 5 条の規定により、下記の条件を付して金 2,167,000 円を交付します。

令和 7 年 9 月 5 日

沖縄県知事 玉城 康裕



- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 7 年 9 月 1 日付けで申請のあった令和 7 年度新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付決定を取り消した場合においてすでに補助金が交付されているときは、その返還を行うこと。
- 3 補助事業の実施にあたっては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）及び新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金交付要綱（令和 5 年 7 月 3 日 文ス第 74 号）の規定を遵守しなければならない。